

## 『免税事業者が事業用不動産を売却 売却年以降の消費税の影響に注意!』

不動産の売却はその対価が多額になることから、消費税の負担への影響が大きくなる。土地・建物を売却した場合、建物は消費税の課税対象だが、土地は非課税である。ただし、自宅などの非業務用の建物は、たとえ課税事業者であっても、消費税は課税されない。問題となるのは、貸家やアパート、店舗などの建物である事業用不動産の売却だが、ここでも消費税が課税されるのは課税事業者のみとなる。

免税事業者該当する場合は、その対価がどんなに大きくても、売却に係る消費税の負担は生じない。しかし、**注意したいのは、売却した年以降の消費税に影響を及ぼすことだ。免税事業者が業務用建物を売却した結果、その年の課税売上高が1000万円を超えた場合には、翌々年に課税事業者となるので、翌々年に課税売上があった場合には、その分に消費税が課税されることになる。**

また、2013年1月1日以後に開始する年については、特定期間（その年の前年の1月1日から6月30日までの期間）の課税売上高が1000万円を超えた場合には、基準期間（前々年）の課税売上高が1000万円以下であっても、翌年から課税事業者とされる。ただし、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできるので、その6ヵ月間の給与等支払額が1000万円を超えていなければ、免税事業者と判定することができる。したがって、給与等支払額の状態によっては、特定期間を避けて、7月以降の売却を検討する必要がある。



## 『市販薬控除には証明の領収書が必要 適用対象商品には領収書に「★」印』

厚生労働省は、市販薬控除であるセルフメディケーション税制（スイッチOTC薬控除）の適用を受ける際に必要となる証明書類（レシート等）の記載事項を、このほど薬局関係等事業者団体に連絡した。**来年1月から運用が始まる「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」の適用を受けるには、購入した医薬品が控除の対象となるスイッチOTC医薬品であることを証明する書類（領収書）が必要になる。**

厚生省医政局経済課の事務連絡では、まず、証明書類には、(1) 商品名、(2) 金額、(3) その商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、(4) 販売店名、(5) 購入日、の明記が必要とした。また、(3) のその商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨の明記について、キャッシュレジスターが発行するレシートで対応する場合は、下記の(ア)又は(イ)のとおりとすることが必要とした。



控除対象商品以外の商品も購入した場合、控除を受けるには購入費用のうち控除対象商品に該当する費用を区別しなければならないことから(ア) 商品名の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、そのマークがついている商品が控除対象商品である旨（例えば「★印はセルフメディケーション税制対象商品」）をレシートに記載するか、(イ) 控除対象商品のみの合計額を分けて記載する方法を示している。なお、上記の5つの記載事項が明記されていれば、手書きの領収書であっても構わない。